

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

- 労働安全衛生法第 88 条第 4 項（労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の 2）の規定による計画の届出
- 石綿障害予防規則第 5 条第 1 項の規定による作業の届出
- 大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第 3 条第 3 項及び大気汚染防止法第 18 条の 17 第 4 項及び同法施行規則第 16 条の 4 第 1 号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：		届出先及び届出年月日		発注者等（大気汚染防止法による届出者）	
		労働基準監督署		氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）	
		都・道・府・県		市・区	
		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
		調査終了年月日		平成 年 月 日	
		看板表示日		平成 年 月 日	
		解体等工事期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
		特定粉じん排出等の作業期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
		調査方法の概要（調査箇所）		元請業者（特定工事の施工者かつ調査者）	
				氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）	
				住所	
		調査結果の概要（部分と特定建築材料の種類）		現場責任者氏名	
				連絡場所 TEL	
				を石綿作業主任者に選任しています。	
				調査者（分析等の実施者）	
				氏名又は名称	
		特定粉じん排出等作業の方法		住所	
特定建築材料の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他			
集じん・排気装置	機械・型式・設置数				
	排気能力 (m ³ /min)				
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果 (%)				
使用する資材及びその種類				その他必要な事項	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法					
備考：その他の条例等の届出年月日					

送信方向

石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示標識 書き込み注文書